平成２１年（フ）第１４８号
福岡県春日市塚原台２丁目86番地１
破産者　有限会社輝道工務店
異議申述期間　平成22年６月18日まで
平成22年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２０年（フ）第１２９号
秋田県大仙市高関上郷字新屋敷102番地
破産者　佐藤　賢市
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月23日　秋田地方裁判所大曲支部
平成１９年（フ）第３５３７号
福岡市南区大楠３丁目19番29号
破産者　昭和地下工業株式会社
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月19日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第１３３２号
福岡県春日市塚原台２丁目86番地１
破産者　古川　輝和
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月22日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13492―25　財津アパート２―２、住民票上の住所宮崎県東臼杵郡諸塚村大字家代3236番地13
破産者　坂本　松治
異議申述期間　平成22年６月21日まで
平成22年４月21日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２１年（フ）第１５３号
宮崎県日向市比良町２丁目46番地
破産者　黒木　健二
異議申述期間　平成22年６月22日まで
平成22年４月22日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２１年（フ）第３０６号
宮崎県延岡市北町１丁目３番地８
破産者　今井　智史
異議申述期間　平成22年６月22日まで
平成22年４月22日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責決定

平成２１年（モ）第９号
（平成１５年（フ）第２２６号）
山形県鶴岡市上名川字堰東153番地
破産者　齋藤　喜一
主文　破産者を免責する。
平成22年４月22日　山形地方裁判所鶴岡支部

免責許可決定

平成２１年（フ）第３４０６号
福岡市西区拾六町４丁目12番23―103号
破産者　髙田　美帆
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０１２号
東京都港区白金台３丁目19番１号
清算株式会社　ケイ・ニッチ株式会社
１　決定年月日　平成22年４月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部
平成２２年（ヒ）第５０１号
福島市北矢野目字樋越１番地
清算株式会社　株式会社フレッシュエース
代表清算人　齋藤　兵二
１　決定年月日　平成22年４月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３００６号
大阪府泉北郡忠岡町新浜１丁目１番20号
清算株式会社　株式会社忠岡ボード
１　決定年月日　平成22年４月21日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　協定債権に対する権利の変更及び弁済方法等
１　権利の変更
⑴　協定債権の利息・損害金の免除
清算株式会社は、協定債権者に対し、下記２⑴記載の第１回弁済を行い、全ての第１回弁済が完了したときに、全ての協定債権者の有する利息債権及び損害金債権について、その全額の免除を受ける。
⑵　協定債権の元本の一部免除
清算株式会社は、下記２⑵記載の第２回弁済を受領すべき協定債権者に対して第２回弁済を行い、全ての第２回弁済が完了したとき、または下記２⑵イ記載の第２回弁済がないことが確定したときは清算株式会社の積極財産の換価が終了した旨の通知を協定債権者に対して発送した日の２か月後の日の属する月の末日に、全ての協定債権者の有する協定債権の元本（以下「元本協定債権」という。）から、下記２⑴記載の第１回弁済による弁済額及び下記２⑵記載の第２回弁済による弁済額の合計額を控除した残債権について、その全額の免除を受ける。
２　弁済の方法
元本協定債権については、次のとおり分割して支払う。
⑴　第１回弁済
ア　第１回弁済日
協定の認可決定が確定した日から２か月が経過した日の属する月の末日。
イ　第１回弁済額
元本協定債権のうち、以下の記載区分に従い計算された額の合計額を支払う。

元本協定債権の金額区分	弁済率
750万円以下の部分	15.2%
750万円を超える部分	7.1%

⑵　第２回弁済
ア　第２回弁済日
上記⑴記載の第１回弁済を受領することができる全ての協定債権者に対して第１回弁済を終了し、かつ、全ての積極財産の換価が終了した日から２か月が経過した日の属する月の末日。
イ　弁済総額
第２回弁済日における清算株式会社の残余財産総額から同日における未払いの公租公課その他一般の優先権のある債権等会社法515条３項括弧書き記載の債権（その後に要する弁済費用・清算費用等の予想額を含む。以下同じ。）の額の合計額を控除した残額（以下「第２回弁済総額」という。）。
ウ　弁済額
元本協定債権の額が750万円を超える協定債権者（以下「第２回弁済対象協定債権者」という。）に対し、第２回弁済総額を、各協定債権者の有する元本協定債権の額から750万円を控除した額の割合に応じて按分した額を支払う。
３　弁済に関するその他の事項
⑴　端数の処理
協定債権に対する弁済額の計算において生じる１円未満の端数は切り上げる。
⑵　支払いの方法
本協定に基づく金員の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うこととし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。なお、協定債権者が、弁済日の２週間前までに振込先の金融機関の口座を清算株式会社に対し指定しなかった場合には、清算人代理の事務所（大阪市北区堂島一丁目１番５号梅田新道ビルディング８階）において支払うこととする。但し、本協定において定める金員の弁済日が金融機関の休業日に当たるときは、その直後の営業日をもって弁済日とする。
なお、協定債権者が弁済日の翌日から２週間を経過するまでの間に清算人代理の事務所で本協定における金員の弁済を受領しなかった場合、清算株式会社は、大阪法務局において、当該金員を供託することができる。
⑶　反対債権がある場合の処理
清算株式会社は、協定債権者に対して本協定に基づく弁済をする際に、当該協定債権者に対して相殺適状にある反対債権を有するときは、これを控除して弁済することができる。
⑷　協定債権移転の場合の処理
平成22年２月12日以降、協定債権の一部または全部の移転があった場合、協定債権に関する権利の変更及び弁済方法の定めは、平成22年２月12日経過時における当該債権の帰属先を基準として適用し、権利変更後の金額を移転した協定債権の額に按分してそれぞれ弁済する。